

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ウイン・パートナーズ株式会社	コード	3183
提出日	2020/6/4	異動(予定)日	2020/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	間島 進吾	社外取締役	○														○		有
2	井出 健治郎	社外取締役	○														○	新任	有
3	神田 安積	社外取締役	○														○		有
4	菊地 康夫	社外取締役	○														○		有
5																			

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		社外役員の独立性に関する基準を踏まえ、経営陣からの独立性も十分に確保できていると判断したことにより、独立役員として届け出るものであります。
2		社外役員の独立性に関する基準を踏まえ、経営陣からの独立性も十分に確保できていると判断したことにより、独立役員として届け出るものであります。
3		社外役員の独立性に関する基準を踏まえ、経営陣からの独立性も十分に確保できていると判断したことにより、独立役員として届け出るものであります。
4		社外役員の独立性に関する基準を踏まえ、経営陣からの独立性も十分に確保できていると判断したことにより、独立役員として届け出るものであります。
5		

## 4. 補足説明

<p>当社は社外役員を選任するにあたり、透明性を確保するため、株式会社東京証券取引所及び各法令の定める独立性基準を参考に、独自の独立性に関する基準を制定し、選任条件としております。</p> <p>〈社外役員の独立性に関する基準〉</p> <p>当社の社外役員が独立性を有しているとは判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならない。</p> <p>①当社グループを主要な取引先とする者</p> <p>②当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者</p> <p>③当社グループの主要な取引先である者</p> <p>④当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者</p> <p>⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等</p> <p>⑥当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等</p> <p>⑦当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等</p> <p>⑧当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者</p> <p>⑨当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者</p> <p>⑩当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者</p> <p>⑪当社グループの業務執行取締役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者</p> <p>⑫上記①～⑪に過去3年間において該当していた者</p> <p>⑬上記①～⑪に過去3年間において該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>⑭当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>(注) 1. ①及び②において、「当社グループを主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループから受けた者(又は会社)」という。</p> <p>2. ③及び④において、「当社グループの主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。</p> <p>3. ⑤、⑧、⑨及び⑩において「一定額」とは、「事業年度で年間1,000万円」であることをいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。